

奈良県告示第四百四十六号

生活保護法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四百四号）第一条の規定による改正前の生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第五十五条の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成二十六年七月十一日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
田中 美紀	はっぴー整骨院 桜井市大字粟殿三五五	桜井市大字阿部 五〇三	桜井市大字粟殿 三五五	平成二十六年五月二十日
藤川 哲宜	藤川はり・きゅう 整骨院真菅分院 橿原市中曾司町二〇六一一九	山添 哲宜	藤川 哲宜	平成二十六年六月一日